

質問1：環境・社会配慮型融資制度について

金融機関は環境・社会に配慮した取り組みを積極的に進める企業等に対して、条件を優遇して融資を行うことにより、企業等の環境・社会配慮行動を促進すべきと考えられます。また融資先企業に対して、コンサルティング等を通して環境・社会に配慮した取り組みを進めるように働きかけるべきと考えられます。このような考えから、貴行のこうした環境・社会配慮型融資制度の取り組みについて伺います。

(注) 再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資については、質問2においてご回答いただきます。本質問は、主に企業等を対象としたコーポレートファイナンスにおける環境・社会配慮型融資制度についてご回答ください。

質問1-1. 環境・社会配慮型融資制度の導入について

貴行は、環境・社会に配慮した取り組みを進める企業等に対しての何らかの融資制度を導入していますか？ また、導入していない場合、今後、導入する予定はありますか？

A. 導入している。

B. 導入を検討している。(導入予定： 年 月頃)

C. 導入していない。(その理由：)

(質問1-1にて、A・Bと回答した方に伺います。)

質問1-2. 環境・社会配慮型融資制度の具体的な内容について

①貴行は、環境・社会配慮型融資制度の適用条件をどのように定義されていますか？

(例：ISO14001 認証取得企業・エコアクション21 認証・登録企業など)

ISO14001、エコアクション21等、当行所定のマネジメントシステム規格に基づく環境認証を取得している企業。

②環境・社会配慮型融資制度の具体的な内容についてご記入ください。

(例：融資金利の優遇、融資限度額の優遇など)

○制度名 : SMBC-ECO ローン (ビジネスセレクトローン型)

○お使いみち : 運転資金、設備資金 (決算・賞与資金としてもご利用可能)

○お借入れ金額 : 5,000 万円以下

○ご返済方法 : 元金均等返済

○お借入れ期間 : 最長5年 (据置期間の設定も可能)

○お借入れ利率 : 2.625%～ (変動金利：各種金利優遇制度もあり)

※審査結果に応じた当行所定の金利を設定

通常の「ビジネスセレクトローン」対比最大で0.5%優遇した金利を適用。

○担保 : お借入期間3年以内の場合不要 (期間3年超のお借入については、必要となる場合がある)

○保証人 : 第三者保証不要 (ただし代表取締役全員の連帯保証が必要)

- 事務手数料 : ・はじめて当行からのお借入を行うお客さま : 73,500 円
 (ただし、お借入金額が 3,000 万円以上の場合 : 94,500 円)
 ・上記以外のお客さま : 31,500 円
 (ただし、お借入金額が 3,000 万円以上の場合 : 52,500 円)

(質問 1-1 にて、A と回答した方に伺います。)

質問 1-3. 環境・社会配慮型融資の実績および目標について

①貴行の、環境・社会配慮型融資の実績として、2006 年度末時点の融資残高および 2006 年度 1 年間に
 おける新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割
 合をご記入ください。

	環境・社会配慮型融資	融資全体に対する割合
2006 年度末の融資残高	() 円	() % ※1
2006 年度での新規・追加融資額	() 円	() % ※2

※1 : 2006 年度末の融資残高における環境・社会配慮型融資の割合 (環境・社会配慮型融資の融資残高 / 全融資残高)

※2 : 2006 年度における新規・追加融資額全体に対する環境・社会配慮型融資の割合

(環境・社会配慮型融資の新規・追加融資額 / 新規・追加融資額全体)

回答は差し控えさせていただきます。

②貴行の、環境・社会配慮型融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠を
 ご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

回答は差し控えさせていただきます。

(質問 1-1 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 1-4. 環境・社会配慮型融資を拡大していく際の課題について

これから環境・社会配慮型融資を拡大していく際に、課題になると考えられることをご記入ください。

企業の保有する環境技術の有効性・市場性等の評価

質問 1-5. 企業の環境配慮型運営を促進するための仕組みについて

金融機関は、環境・社会に配慮した取り組みを促すために、融資先企業に対して融資優遇制度の適用
 条件を満たすように働きかけるべきと考えられます。

①貴行は、融資先企業が環境・社会に配慮した取り組みを進めるために、融資の際に、企業に対して
 融資優遇制度の適用条件を満たすように促していますか？

- A. すべての融資で促している。
 B. 一部の融資で促している。
 C. 促していない。

(質問 1-5①にて、A・B と回答した方に伺います。)

②どのような方法で促しているのかご記入ください。

融資優遇制度の適用条件を満たすように促すことはしていませんが、土壌汚染リスクやアスベストリスクが高いと判断した担保物件については当該リスク額を担保評価額から控除することで融資先企業に配慮を促しています。なお、担保物件にアスベストリスクの懸念があると判断される場合には、融資先企業に対してアスベストリスクを説明するとともに、調査実施の勧奨を行っています。

質問 2：環境事業への融資について

金融機関は、再生可能エネルギー事業等の環境事業へ融資を行うことにより、地球温暖化問題をはじめとする環境問題解決に向けて貢献するべきと指摘されています。このような考えから、貴行のプロジェクトファイナンスにおける環境事業への融資の取り組みについてお伺いします。

質問 2-1. 環境事業への融資の取り組みについて

貴行は、再生可能エネルギー事業等の環境事業への融資に取り組んでいますか？ また、取り組まれていない場合、今後、取り組まれる予定はありますか？

A. 取り組んでいる。

B. 今後の取り組みを検討している。(取り組みの開始予定： 年 月頃)

C. 取り組んでいない。(その理由：)

(質問 2-1 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 2-2. 環境事業への融資の具体的な内容について

貴行が実施されている環境事業への融資の具体的な内容（環境事業の定義、具体的な対象事業、融資の方法、環境への効果の計測方法、他行との連携等）についてご記入ください。

プロジェクトファイナンスに限りませんが、三井住友銀行では、大気汚染防止や廃棄物処理等の「環境汚染防止」、「環境負荷低減技術・製品」、再生可能エネルギー開発等の「資源有効利用」等を行う事業者に対する融資を行っています。

(質問 2-1 にて、A と回答した方に伺います。)

質問 2-3. 環境事業への融資実績および目標について

①貴行の、環境事業への融資実績として、2006 年度末時点の融資残高および 2006 年度 1 年間における新規・追加融資額をご記入ください。また、融資残高あるいは新規・追加融資額全体に対する割合をご記入ください。

	環境・社会配慮型融資	融資全体に対する割合
2006 年度末の融資残高	()円	()% ※1
2006 年度での新規・追加融資額	()円	()% ※2

※1：2006 年度の融資残高における環境事業への融資残高の割合（環境事業の融資残高／全融資残高）

※2：2006 年度における新規・追加融資額全体に対する環境事業への融資額の割合（環境事業の新規・追加融資額／新規・追加融資額全体）

回答は差し控えてさせていただきます。

②貴行の、環境事業への融資に関する目標がある場合は、その目標融資額およびその設定根拠をご記入ください。目標がない場合は、目標を設定しない理由をご記入ください。

回答は差し控えさせていただきます。

(質問 2-1 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 2-4. 環境事業への融資を拡大していく際の課題について

これから環境事業への融資を拡大していく際に、課題になると考えられることをご記入ください。

- ・対象となりうるプロジェクトに関する情報の収集
- ・対象プロジェクトの環境・社会的な影響の評価
- ・対象プロジェクトの実効性・収益性等の評価
- ・対象プロジェクトのキャッシュフロー安定化のための公的制度の整備

質問 3: 地球温暖化防止の取り組みについて

地球温暖化問題への懸念が世界的に高まる中で、金融機関においても地球温暖化防止の取り組みが重要となってきています。金融機関は、自社内で温室効果ガスを削減するための取り組みを実施するだけでなく、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量を計測・公表し、温室効果ガスを削減するように努めるべきと考えられます。このような考えから、貴行の融資活動を通じた地球温暖化防止の取り組みについてお伺いします。

質問 3-1. 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表について

貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、その一部でも計測・公表していますか？

- A. 計測結果を公表している。
- B. 計測しているが公表していない。
- C. 計測はしていないが、今後計測することを検討している。
- D. 計測していない。

(質問 3-1 にて、A・B・C と回答した方に伺います。)

質問 3-2. 温室効果ガスの計測対象範囲について

①融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表範囲として、どの範囲までを対象としていますか？(複数回答可、上限なし)

- A. 環境・社会配慮型融資制度の対象となる企業
- B. 融資した企業全体
- C. 環境事業として融資した事業
- D. 発電関連事業
- E. エネルギー関連事業
- F. 温室効果ガスの排出量が多い事業
- G. その他 ()

②対象範囲を①で回答した範囲としている理由をご記入ください。

(質問 3-1 にて、A・B・C と回答した方に伺います。)

質問 3-3. 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の削減目標設定について

①貴行において、融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量について、一部でも計測・公表している場合、その排出量に対して、何らかの削減目標を設定されていますか？

- A. 設定している。
B. 設定していない。

(質問 3-3①にて、A と回答した方に伺います。)

②削減目標の具体的な内容についてご記入ください。

質問 3-4. 融資した企業・事業における温室効果ガスの排出量の計測・公表に関する課題

温室効果ガスの排出量の計測・公表を今後実施していくにあたり、課題と考えられることをご記入ください。

温室効果ガス排出量の計測方法に関する統一的な基準の設定

質問 4：社会的事業への取組みについての質問

現在、わが国においても、地域間の格差や社会的排除が課題となりつつあります。こうした問題を解消すべく、金融機関は今後、NPO 等が実施する社会的事業（コミュニティ・ビジネスやソーシャル・ビジネスとも呼ばれる事業）に積極的に融資していくべきと考えられます。このような考えから、貴行の国内における社会的事業への融資、あるいは社会的事業に対する支援（資金のおよび非資金のもの含む）等に関する取組みについてお伺いします。

質問 4-1. 社会的事業への融資について

貴行の、社会的事業への融資に関する取組み状況についてご回答ください。

- A. 社会的事業への融資を実施している。
B. 社会的事業への融資は実施していないが、検討している。
あるいは、今後、検討する必要があると考えている。
C. 社会的事業への融資は実施しておらず、今後検討する必要もないと考えている。
D. その他()

(質問 4-1 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 4-2. 社会的事業への融資、あるいはその検討の具体的な内容について

社会的事業への融資、あるいはそれに関する検討内容について、ご記入ください。

「社会的事業」という観点からの網羅的な融資計数等の抽出・管理は行っておりませんが、三井住友銀行では教育関係の特定非営利活動法人等への融資を実施しております。

質問 4-3. 社会的事業に対する融資以外の支援について

社会的事業に対する、融資以外の支援について取り組まれていることがあればご記入ください。

三井住友フィナンシャルグループでは、「良き企業市民」としての社会的責任を果たすべく、様々な活動を実施しており、社会的事業への寄付や協賛等の支援はもちろん、NPO法人等と協働も行っていきます。

たとえば、三井住友銀行は、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットと「eco japan cup」というイベントの開催で協働し、環境にかかる市民活動を支援しています。

また、特定非営利活動法人KES環境機構とは、環境・社会配慮型融資制度の構築について協働しています。具体的には、同機構が運営する、主に中小企業を対象とした環境マネジメントシステム規格、「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」を、上記いたしました、三井住友銀行のSMBC-ECOローンに取り入れ、同規格の審査・登録をされた企業さま向けに、貸出金利、事務手数料を優遇し、運転資金や設備資金としてご活用いただけるローンを開発しております。

質問 5 : 赤道原則の遵守に関する質問

貴行の赤道原則（エクエーター原則）の遵守に関することについてお伺いします。

質問 5-1. 赤道原則の環境スクリーニング実施状況の現状について

赤道原則への署名年度を記入した上で、エクエーター原則実施マニュアルに基づく環境スクリーニングの年度毎の実施件数を下記の表にご記入ください。

(赤道原則への署名年度・月：2005年度12月)

カテゴリー	解説	カテゴリー別小計			
		2006年度	2005年度	2004年度	2003年度
A	重大な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、多様、回復不能、または前例のないプロジェクト。	2	---	---	---
B	限定的な負の社会影響または環境影響を及ぼす可能性があり、その影響が、環境側面の数が少なく、概してその立地に限定されるもので、多くの場合は回復可能であり、緩和策によって容易に対処可能なプロジェクト。	38	---	---	---
C	社会影響または環境影響が、最小または全くないプロジェクト。	9	---	---	---
合計		49	---	---	---

質問 6：ネガティブな企業・事業への融資制限制度について

海外において、CSR に先進的な取り組みを実施している金融機関では、環境・社会に悪影響を及ぼす事業を行っている企業を、融資対象から除外する取り組みも実施しています。ここでは、こうしたネガティブな企業・事業への融資についての貴行の考えをお伺いします。

質問 6-1. クラスター爆弾製造関連企業への融資について

2007 年 2 月に、ベルギーの NGO・ネットワークフランデレンが、日本を含む世界の金融機関が人権的に問題のあるクラスター爆弾製造関連企業へ多額の融資を行っていると指摘し、国内でも毎日新聞において報道されました。海外ではこうした動きを受けて、世界最大級の保険・金融会社アクサ（フランス）等がクラスター爆弾製造関連企業への投融資を止めることを決断したと報道されています。また、ベルギーの NGO・ネットワークフランデレンのレポートによれば、クラスター爆弾製造関連企業 5 社への日本の銀行からの融資額は以下のようになっています。（金額はすべて US ドル）

- 1) Lockheed Martin（ロッキードマーチン）：みずほ銀行含む 5 行から 15 億（各銀行からの個別の融資額は不明）
- 2) Raytheon（レイセオン）：旧東京三菱銀行から 1 億、みずほ銀行から 7,000 万、三井住友銀行から 5,000 万、旧 UFJ 銀行から 2,500 万
- 3) Textron（テキストロン）：三菱東京 UFJ 銀行から 6,000 万
- 4) Thales（タレス、子会社がクラスター爆弾製造会社 TDA）：三菱東京 UFJ 銀行、三井住友銀行を含む 28 行から 20 億（各銀行からの個別の融資額は不明）
- 5) European Aeronautics Defence and Space Company (EADS)（2005 年まで TDA に出資）：三菱東京 UFJ 銀行から 8500 万、みずほ銀行から 8500 万、三井住友銀行から 4500 万。

①現時点における、貴行からこれらのクラスター爆弾製造関連企業 5 社への融資状況を以下にご記入ください。

企業名	融資しているか否か	融資している場合の融資額 (単位：億円)
Lockheed Martin	<input type="checkbox"/> 融資している <input type="checkbox"/> 融資していない	億円
Raytheon	<input type="checkbox"/> 融資している <input type="checkbox"/> 融資していない	億円
Textron	<input type="checkbox"/> 融資している <input type="checkbox"/> 融資していない	億円
Thales	<input type="checkbox"/> 融資している <input type="checkbox"/> 融資していない	億円
EADS	<input type="checkbox"/> 融資している <input type="checkbox"/> 融資していない	億円

回答は差し控えさせていただきます。

なお、個別企業への融資状況は公開できないという場合は、上記 5 社のいずれかに融資をしているか否かのみご回答ください。

- A. 上記 5 社のいずれかに融資をしている。 その場合の融資額合計 (億円)
- B. 上記 5 社のいずれにも融資していない。

回答は差し控えさせていただきます。

②貴行は、これらのクラスター爆弾製造関連企業への融資について、中止することを検討されていますか？

- A. 検討している。
B. 検討していない。

回答は差し控えさせていただきます。

(質問 6-1②にて、A と回答した方に伺います。)

③検討の内容および融資を中止する場合に想定される時期をご記入ください。

(質問 6-1②にて、B と回答した方に伺います。)

④検討していない理由についてご記入ください。

質問 6-2. ネガティブな事業への融資制限制度の導入について

貴行は、法令順守の融資審査/赤道原則遵守以外に、上記のクラスター爆弾製造業のような環境・社会に悪影響を及ぼす事業や、それを実施している企業に融資を行わないための融資制限制度を導入していますか？

- A. 導入している。
B. 導入を検討している。(導入予定： 年度)
C. 導入していない。

(質問 6-2 にて、A・B と回答した方に伺います。)

質問 6-3. ネガティブな事業への融資制限制度の基準と措置について

①融資制限制度の対象をご記入ください。

具体的な融資制限制度は導入しておりませんが、三井住友銀行においては、銀行としての社会的責任・公共的使命を踏まえ、公序良俗に反する与信、過度の財テク・投機目的の与信等、公共性・社会性の観点で問題のある与信、環境に著しく悪影響を与える懸念のある与信は行わない方針としております。

②融資制限制度の具体的な内容をご記入ください。

質問 7: 「環境預金商品」の導入について

ヨーロッパで発展しつつあるソーシャル・バンク（オランダのトリオドス銀行、イタリアの倫理銀行など）では、預けたお金が環境・社会等に配慮した事業に限定して融資される預金商品を提供しています（この公開質問状ではこうした預金商品のことを「環境預金商品」と呼びます。なお、定期預金の利子の一部が NPO などに寄付されるような商品が「エコ定期」などと呼ばれる場合がありますが、

こうした商品は「環境預金」には含まれません。

質問 7-1. 「環境預金商品」の導入の検討について

貴行において、こうした「環境預金商品」の導入を検討していますか？

- A. 検討している。
 B. 検討していない。

(質問 7-1 にて、A と回答した方に伺います。)

質問 7-2. 「環境預金」の融資先について

①貴行で検討している「環境預金」については、どのような融資先を想定されていますか？

(複数回答可、上限なし)

- A. 環境配慮型住宅を普及する事業・企業
 B. 自然エネルギー（風力・地熱など）を開発・普及する事業・企業
 C. 食の安全性を高める事業・企業
 D. 子育て、介護を支援する事業・企業
 E. 地域がかかえる問題に取り組んだり、地域を活性化させる事業・企業
 F. 途上国の自立的発展に、環境・社会・労働条件などに配慮した上で、役立つ事業・企業
 G. その他 ()

②また、その「環境預金」を検討している理由、および販売予定時期をご記入ください。

検討理由、販売予定時期（見込み）

(質問 7-1 にて、B と回答した方に伺います。)

質問 7-3. 「環境預金」について検討していない理由について

検討していない主な理由として、よく当てはまるものをご回答ください。(複数回答、最大3つまで)

- A. 「環境預金」という形で融資先を限定した預金商品を、普通の預金とは別につくることが金融監督行政上、許されないと考えられるから。
 B. 融資先を限定した上で、元本保証することが難しいから。
 C. 「環境預金商品」を取り扱う事務コストがかかるから。
 D. 環境・社会配慮型の事業に対する審査能力がないから。
 E. 資金ニーズがないから。
 F. 預金者（一般市民）がそうした金融商品を求めてないから。
 G. その他（「環境預金」についての具体的な検討は行っていませんが、三井住友銀行においては信託機能を活用した「クリーンファンド」を創設しています。「クリーンファンド」とは、環境貢献に積極的な企業に資金を信託していただき、リース会社を經由して、中小企業が環境対策用機器を導入する際のリースを低利で提供するもので、中小企業の環境対策に役立つものと考えています。また、「環境預金」につきましても、お客さまのニーズを踏まえ、また法制上の問題の有無も含めて具体的な検討を行っていきたいと考えています。）